

香川県報



号 外

平成 16 年

2月20日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●香川県サンポート高松交流拠点施設条例の施行期日を定める規則

（情報政策課、産業政策課、にぎわい創出課、サンポート高松推進課）

●香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

（情報政策課、産業政策課、にぎわい創出課、サンポート高松推進課）

規 則

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六号

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の施行期日を定める規則

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成十五年香川県条例第二号。以下「条例」という。）の施行期日は、平成十六年三月三十日とする。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、当該各号に定める日とする。

一 条例第三条、第五条、第八条及び別表の規定 平成十六年二月二十日

二 条例第一条第二項第四号の規定及び条例附則第二項中香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料16の項の次に17の項を加える改正規定（産業振興センターに係る部分に限る。） 平成十六年四月一日

三 条例第一条第二項第三号及び第五号、第四条、第六条並びに第七条の規定 平成十

六年四月四日

四 条例第一条第二項第一号及び第二号の規定並びに条例附則第二項中香川県使用料、手数料条例別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料16の項の次に17の項を加える改正規定（国際会議場及び展示場に係る部分に限る。） 平成十六年五月二十日

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成十五年香川県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び展示場」を「、展示場及び多目的広場」に、「第三章 雑則（第十一条

「第三章 情報通信交流館の利用（第十一条 第十七条）」

第四章 産業振興センターの利用（第十八条 第二十八条）」

第五章 観光情報センターの利用（第二十九条・第三十条）」

第十四条）」を 第六章 駐車場の利用（第三十一条 第三十三条）に改める。

第七章 指定管理者による管理の基準等（第三十四条）」

第八章 雑則（第三十五条 第三十九条）」

第一条中「（第四条）」を「。以下「条例」という。（第三条第五項及び第八条）」に改める。

「第二章 国際会議場及び展示場の利用」を「第二章 国際会議場、展示場及び多目的広場の利用」に改める。

第二条第一項中「（以下「国際会議場等」という。）を「を利用することができる時間並びに多目的広場を専用使用により」に改め、同条第二項中「国際会議場等」を「国際会議場、展示場及び多目的広場（以下「国際会議場等」という。）」に改める。

第三条第一項中「国際会議場等」を「国際会議場及び展示場」に改め、同条第二項中「

国際会議場等」を、「国際会議場及び展示場」に改める。

第四条第一項中「国際会議場等」を「国際会議場若しくは展示場を利用しようとする者又は多目的広場を専用使用により」に、「国際会議場・展示場利用申込書」を「国際会議場・展示場・多目的広場利用申込書」に改める。

第五条第一項中「国際会議場・展示場利用変更申込書」を「国際会議場・展示場・多目的広場利用変更申込書」に改める。

第六条中「国際会議場・展示場利用中止届」を「国際会議場・展示場・多目的広場利用中止届」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項第一号中「別表第一号」を「別表第一第一号」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(使用料の免除)

第九条 知事は、国、地方公共団体又は財団法人サンポート財団が第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて多目的広場を利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。

第十四条を第三十九条とする。

第十三条第一項中「会議場等利用者」を「利用者」に改め、同条を第三十八条とする。

第十二条第一項中「会議場等利用者」の下に、「、交流館利用者又は事務室利用者(以下「利用者」という。)(」を、「国際会議場等」の下に、「、大研修室等若しくは事務室」を、「第七条」の下に、「、第十六条若しくは第二十六条」を加え、同条第二項中「会議場等利用者」を「利用者」に改め、同条を第三十七条とし、第十一条を第三十六条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(使用料)

第三十五条 香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)(別表第一

一表 使用料の部 二 公の施設の使用料香川県サンポート高松交流拠点施設の項に規定する規則で定める額並びに午前九時前又は午後十時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の使用料並びに電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料は、別表第一のとおりとする。

第三章を第八章とし、第二章の次に次の五章を加える。

第三章 情報通信交流館の利用

(利用時間)

第十一条 情報通信交流館を利用することができる時間は、午前十時から午後八時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、情報通信交流館を利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第十二条 情報通信交流館を利用することができない日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)(に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、情報通信交流館を利用することができない日を変更し、又は情報通信交流館を利用することができない日を設定することができる。

(利用の承認)

第十三条 情報通信交流館を利用しようとする者のうち、大研修室、小研修室、多目的ホール、スタジオ若しくはブロードバンド編集工房を利用しようとする者又はスタジオサロンを専用使用により利用しようとする者は、情報通信交流館利用申込書(第四号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込書は、利用しようとする日の三月前の日の属する月の初日から当該利用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(利用の承認の変更)

第十四条 前条第一項の承認を受けた者(以下「交流館利用者」という。)(は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、情報通信交流館利用変更申込書(第五号様式)を

知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、利用する日を変更しようとするときは、前条第二項に規定する期間内に前項の申込書を提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(利用の中止の届出)

第十五条 交流館利用者は、大研修室、小研修室、多目的ホール、スタジオ、スタジオサロン又はブロードバンド編集工房(以下「大研修室等」という。)の利用を中止しようとするときは、情報通信交流館利用中止届(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第十六条 知事は、交流館利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項若しくは第十四条第一項の承認を取り消し、又は大研修室等の利用の停止を命ずることができ。

一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

二 偽りその他不正の手段により第十三条第一項又は第十四条第一項の承認を受けたとき。

三 第四条第三項各号のいずれかに該当することとなったとき。

四 第十三条第三項又は第十四条第三項の規定により付された承認の条件に違反したとき。

(利用料金)

第十七条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表第一のとおりとする。

第四章 産業振興センターの利用

(利用者の資格)

第十八条 産業振興センターの事務室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、知事が適当と認めるものとする。

一 個人、会社又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)

第三条第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる中小企業団体(以下この条

において「事業者等」という。)であつて、新役務の開発又は提供、新商品の開発又は販売、役務の新たな提供の方式の導入、商品の新たな販売の方式の導入、新たな事業活動を行うための調査業務の実施その他の新たな事業を営もうとするもの

二 本県産業の振興に資する事業を営もうとする事業者等

三 事業者等の事業活動を支援する業務を行う者

(利用の承認)

第十九条 事務室を利用しようとする者は、知事が定める日までに、産業振興センター利用申込書(第七号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 履歴(団体にあつては、沿革)を記載した書類

二 事務室で実施する事業の内容を記載した書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 第一項の承認は、知事が別に定めるところにより実施する選考の結果に基づいて行うものとする。

4 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(利用期間等)

第二十条 前条第一項の承認により事務室を利用することができる期間は、三年以内とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。ただし、

第十八条第一号及び第二号に掲げる者にあつては、当該利用を開始した日から起算して

五年を超えることができない。

3 前条第一項の承認を受けた者は、前項の規定により期間を延長しようとするときは、当該期間が満了する日の三月前までに、産業振興センター利用期間延長申込書(第八号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 第四条第三項及び第四項の規定は、前項の承認について準用する。

(費用の負担)

第二十一条 次に掲げる費用は、第十九条第一項又は前条第三項の承認を受けた者(以下「事務室利用者」という。)の負担とする。

<p>一 事務室で使用する電気及び電話の使用料</p> <p>二 知事が別に定める軽微な修繕に要する費用</p> <p>三 事務室の改造並びに設備の設置及び撤去に要する費用</p> <p>四 廃棄物の処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める費用</p> <p>(転貸等の禁止)</p> <p>第二十二条 事務室利用者は、事務室を第三者に貸し付け、又はその利用の権利を譲渡してはならない。</p> <p>(改造等の承認)</p> <p>第二十三条 事務室利用者は、事務室に改造を加えようとするとき、又は特殊な設備を搬入しようとするときは、あらかじめ、産業振興センター改造等承認申請書(第九号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第二十四条 事務室利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>一 住所又は氏名(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があつたとき。</p> <p>二 事務室で営む事業を変更するとき。</p> <p>三 事務室を継続して十五日以上利用しないとき。</p> <p>(利用の中止の届出)</p> <p>第二十五条 事務室利用者は、事務室の利用を中止しようとするときは、当該利用を中止する日の二月前までに、産業振興センター利用中止届(第十号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第二十六条 知事は、事務室利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十九条第一項若しくは第二十条第三項の承認を取り消し、又は事務室の利用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかつたとき。</p>	<p>二 偽りその他不正の手段により第十九条第一項又は第二十条第三項の承認を受けたとき。</p> <p>三 第四条第三項各号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>四 第十九条第四項又は第二十条第四項の規定により付された承認の条件に違反したとき。</p> <p>五 事務室を正当な理由なく継続して三月以上利用しないとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第二十七条 事務室の利用を開始し、又は終了する場合において、その月の利用期間が一月未満であるときは、その月の納付すべき使用料は、日割りをもって計算した額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(使用料の納付時期)</p> <p>第二十八条 事務室利用者は、毎月末までに翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、知事が別に定める。</p> <p>第五章 観光情報センターの利用</p> <p>(利用時間)</p> <p>第二十九条 観光情報センターを利用することができる時間は、午前九時から午後六時までとする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、観光情報センターを利用することができる時間を変更することができる。</p> <p>(利用することができる日)</p> <p>第三十条 観光情報センターを利用することができない日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、観光情報センターを利用することができない日を変更し、又は観光情報センターを利用することができる日を設定することができる。</p> <p>第六章 駐車場の利用</p> <p>(利用時間)</p>
---	--

第三十一条 駐車場を利用することができる時間は、午前零時から午後十二時までとする。ただし、駐車場に入場し、又は駐車場から出場することができる時間は、午前六時三十分から午後十二時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、駐車場に入場し、又は駐車場から出場することができる時間を変更することができる。
(駐車させることのできる自動車)

第三十二条 駐車場に駐車させることのできる自動車は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する普通自動車で、車体(積載物又は取付物を含む。)の大きさが長さ五メートル以下、幅二メートル以下、高さ二・一メートル以下のものとする。
(駐車期間の制限)

第三十三条 駐車場においては、前条の自動車は、一週間を超えて引き続き駐車してはならない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

第七章 指定管理者による管理の基準等

第三十四条 条例第三条第五項の規則で定める管理の基準は、情報通信交流館以外の施設については、この規則(第三章を除く。)の定めるところによることとする。

2 情報通信交流館の管理を指定管理者が行うときは、第三章(第十七条を除く。)及び第三十六条から第三十八条まで(情報通信交流館に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 条例第三条第五項の規則で定める業務は、情報通信交流館にあつては維持管理及び運営とし、その他の施設にあつては維持管理とする。
附則を次のように改める。

この規則は、平成十六年三月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第十七条、第七章及び別表第二の規定 平成十六年二月二十日
- 二 第四章、第三十七条及び第三十八条(産業振興センターに係る部分に限る。)(並びに第七号様式から第十号様式までの規定 平成十六年四月一日
- 三 第三章(第十七条を除く。)、第五章、第三十七条及び第三十八条(情報通信交流館に係る部分に限る。)(並びに第四号様式から第六号様式までの規定 平成十六年四月一日

月四日
四 第二章(第九条を除く。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条、別表第一及び第一号様式から第三号様式までの規定(国際会議場及び展示場に係る部分に限る。)
平成十六年五月二十日
別表中「第九条関係」を「第三十五条関係」に改め、同表第一号の表に次のように加える。

多目的広場	全面を専用使用に より利用する場合	午前九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後十時まで 午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後十時まで	六万五千元 四万七千五百円 四万七千四百円 一万七千八百円 二万三千七百円 二万三千七百円
駐車場	水景施設を除く部分 を専用使用により 利用する場合	午前九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後十時まで 午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後十時まで	四万四千二百円 二万八千二百円 三万二千二百円 一万二千二百円 一万六千二百円 一万六千二百円
		一台につき三十分まで	百五十円

別表第一号の表備考を次のように改める。

備考

- 一 国際会議場の会議室又は展示場を準備又は撤去のために利用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に百分の七十を乗じて得た額とする。
- 二 駐車場を利用する時間が翌日の午前零時以後に至る場合は、午後九時から翌日の午前八時三十分までの間の利用に係る使用料は、一台につき千五百円とする。

別表第二号の表に次のように加える。		
多目的広場	全面を専用使用に	午前九時前、正午から午後
		七千二百円

より利用する場合	一時まで、午後五時から午後六時まで又は午後十時後	四千九百円
水景施設を除く部分専用使用により利用する場合	午前九時前、正午から午後一時まで、午後五時から午後六時まで又は午後十時後	

別表第四号の表備考第一号中「者」の下に「又は多目的広場を専用使用により利用する者」を、「ために展示場」の下に「又は多目的広場」を加え、別表に次のように加える。

五 駐車場を回数券により利用する場合の使用料

種 類	使用料の額
百五十円券(十一枚)	千五百円
百五十円券(六十枚)又は九千円券	七千五百円
百五十円券(百枚)又は一万五千円券	一万二千百円

六 駐車場を定期券により利用する場合の使用料

利 用 時 間	単 位	使用料の額
午後五時三十分から翌日の午前九時まで	一台につき一月	一万円

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第十七条関係)

区 分	単 位	金 額
映写装置	一式につき一日当たり	三千元
音響装置	一式につき一日当たり	二千元
照明装置	一式につき一日当たり	二千元
ステージ台	一台につき一日当たり	百円
演台	一台につき一日当たり	五百円
花台	一台につき一日当たり	二百円
司会者台	一台につき一日当たり	二百円
電気特別使用料	使用量一キロワット時当たり	二十円

備考 電気の使用量は、交流館利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

第一号様式の付表二以外の部分を次のように改める。

(日本工業規格A列4番)

国際会議場・展示場・多目的広場利用申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

〔団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () -

次のとおり国際会議場・展示場・多目的広場を利用したいので申し込みます。

催物等の名称			
利用の目的 (催物等の内容)			
利用期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
内 訳	準備期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
	開催期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
	撤去期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
入場予定者数	延 人、1日最大 人(月日)、最少 人(月日)		
※ 利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
	展示場	展示場(全面・A・B)	
	多目的広場	多目的広場(全面・水景施設を除く部分)	
※ 電気、ガス又は水道の使用	展示場	電気・ガス・水道	
	多目的広場	電気	

担当者	所属 役職 氏名 連絡先 () -	※ 事前公表の可否	可・否
-----	-----------------------	-----------	-----

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

付表 1

(日本工業規格A列4番)

利 用 日 程

区 分 施 設		月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
国 際 会 議 場	会 議 室																		
	応 接 室																		
	第 1 控 室																		
	第 2 控 室																		
	ビジネス ル ー ム																		
展 示 場	全 面																		
	A																		
	B																		
多 目 的 広 場	全 面																		
	水景施設を 除く部分																		

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。

2 該当するところに利用日と○印を記入してください。ただし、準備又は撤去のために利用する場合は、△印を記入してください。

3 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

第2号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

国際会議場・展示場・多目的広場利用変更申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () -

年 月 日付けで承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場の利用について、
次のとおり変更したいので申し込みます。

変 更 の 理 由				
変 更 後 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
	内 訳	準備期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
		開催期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
		撤去期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
	入場予定者数	延 人、1日最大 人(月日)、最少 人(月日)		
※ 利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム		
	展示場	展示場(全面・A・B)		
	多目的広場	多目的広場(全面・水景施設を除く部分)		
※ 電気、ガス又は水道の使用	展示場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		
	多目的広場	電 気		

担 当 者	所 属 役 職 氏 名 連 絡 先 () -	※ 事前公表の可否	可・否
-------	----------------------------	-----------	-----

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。
3 利用日程又は利用する附属設備若しくは器具を変更する場合には、その変更内容に応じて、それぞれ第1号様式付表1又は付表2を添付してください。

国際会議場・展示場・多目的広場利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付けで承認のあつた国際会議場・展示場・多目的広場の利用について、
次のとおり中止したいので届け出ます。

承認 済 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
		展示場	展示場（全面・A・B）	
多目的広場		多目的広場（全面・水景施設を除く部分）		
中止の理由				
その他参考 となる事項				

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

第4号様式(第13条関係)

(日本工業規格A列4番)

第三号様式の次に次の七様式を加える。

情報通信交流館利用申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所
氏 名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 () -

次のとおり情報通信交流館を利用したいので申し込みます。

催物等の名称			
利用の目的 (催物等の内容)			
利用期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
内 訳	準備期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
	開催期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
	撤去期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
入場予定者数	延 人、1日最大 人(月日)、最少 人(月日)		
※ 利用施設	研 修 室	大研修室、 小研修室A、 小研修室B	
	多目的ホール	多目的ホール	
	ス タ ジ オ	スタジオ	
	スタジオサロン	スタジオサロン	
	ブロードバンド 編 集 工 房	コンピュータグラフィックス合成装置、 映像編集装置、 音響編集装置	
※ 附属設備及び 器具の使用	有 ・ 無	(品目、数量、利用日及び利用時間)	
※ 電気特別使用	有 ・ 無	(器具名称、台数、合計定格消費電力及び使用時間)	

担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話 () - FAX () -
-------	------------------------------------

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

情報通信交流館利用変更申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所
氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

年 月 日付けで承認のあつた情報通信交流館の利用について、次のとおり変更
したいので申し込みます。

変 更 の 理 由			
変 更 後 の 内 容	催物等の名称		
	利 用 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	内 訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）	
	※利用施設	研 修 室	大研修室、 小研修室A、 小研修室B
		多目的ホール	多目的ホール
		ス タ ジ オ	スタジオ
		スタジオサロン	スタジオサロン
ブロードバンド 編 集 工 房		コンピュータグラフィックス合成装置、 映像編集装置、 音響編集装置	
※附属設備及び 器具の使用	有 ・ 無	（品目、数量、利用日及び利用時間）	
※電気特別使用	有 ・ 無	（器具名称、台数、合計定格消費電力及び使用時間）	

担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） - FAX（ ） -
-------	----------------------------------

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第6号様式(第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

情報通信交流館利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () -

年 月 日付けで承認のあつた情報通信交流館の利用について、次のとおり中止したいので届け出ます。

承認済の内容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	※利用施設	研修室	大研修室、 小研修室A、 小研修室B	
		多目的ホール	多目的ホール	
		スタジオ	スタジオ	
		スタジオサロン	スタジオサロン	
ブロードバンド編集工房		コンピュータグラフィックス合成装置、 映像編集装置、 音響編集装置		
中止の理由				
その他参考となる事項				

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

産業振興センター利用申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

〔団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

次のとおり産業振興センターを利用したいので、関係書類を添えて申し込みます。

利 用 事 務 室	号室
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
連 絡 先	担当者氏名
	担当部署
	電話番号
	F A X 番号

第 8 号様式 (第 20 条関係)

(日本工業規格 A 列 4 番)

産業振興センター利用期間延長申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

〔 団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 () -

年 月 日付けで承認のあつた産業振興センターの利用について、次のとおり
利用期間を延長したいので申し込みます。

現在利用中の事務室	号室
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長が必要な理由	

産業振興センター改造等承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） ー

産業振興センターの改造等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

改造等が必要な事務室	号室
改 造 等 の 内 容	
改造等に要する期間	年 月 日から 年 月 日まで
改造等が必要な理由	

産業振興センター利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） ー

年 月 日付けで承認のあつた産業振興センターの利用について、次のとおり
中止したいので届け出ます。

現在利用中の事務室	号室	
利用を中止する日	年 月 日	
利用を中止する理由		
利用中 止後の 連絡先	担当者氏名	
	担当部署	
	電話番号	
	FAX番号	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十六年二月二十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

(号外)

一八



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています